

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

青色申告の特典

Q：現在、私は白色申告をしています。青色申告にしたほうが有利と聞きました。どんな点で有利ですか。

A：青色申告にする場合には、総勘定元帳 金銭出納帳・仕入帳・売上帳・固定資産台帳などの帳簿を備え付け、取引は納品書や請求書等の証憑資料に基づいて記録しなければなりません。そのかわり、いろいろな特典があたえられています。特典は次のとおりです。

- ① 青色専従者給与が必要経費に算入できる。
家族の給料が必要経費になります。
- ② 青色申告特別控除ができる。
損益計算書及び貸借対照表を添付する場合は35万円の特別控除、これ以外の場合は10万円の特別控除が認められます。
- ③ 引当金や準備金の計上が認められる。
退職給与引当金、賞与引当金、貸倒引当金 製品保証等引当金、返品調整引当金等を将来の支出や損失に備えて計上することができます。
- ④ 特別償却等が認められる。
機械等の増加償却等の特別償却が認められています。
- ⑤ 棚卸資産に低価法が適用される。
商品等の時価が簿価より低い場合は時価で評価できます。
- ⑥ 小規模事業者の収入および必要経費について現金主義によることができる。
- ⑦ 純損失の繰越控除や繰戻し還付がうけられる。

